大和川水系大和川等の特定都市河川指定について

1. 大和川水系大和川等の特定都市河川指定

特定都市河川浸水被害対策法改正 (R3.11.1 施行) に伴い、特定都市河川の指定要件の 見直しが行われました。このことによって、大和川流域についても特定都市河川の要件を 満たすことになりました。 (R3.12.24 指定)

(大和川総合治水対策協議会資料)

特定都市河川の指定要件の見直し

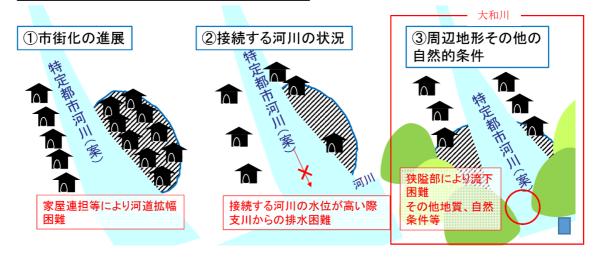
大和川流域総合治水対策協議会

- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件(※)である「市街化の進展」以外の<u>自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川</u>において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 =河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)



2. 特定都市河川指定に伴う雨水浸透阻害行為の許可

令和3年12月24日に奈良県内の大和川流域が特定都市河川に指定されたことに伴い、特定都市河川流域内の宅地等※以外の土地において、次に掲げる行為(以下「雨水浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある0.1~クタール以上の規模以上のものを行う場合、市長の許可が必要になります。

- 宅地等※にするために行う土地の形質の変更
- 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆う行為)
- ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を 伴うものに限る)を新設し、又は増設する行為

□ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め 固められている土地において行われる行為を除く)

※宅地等:宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路

特定都市河川大和川流域リーフレット

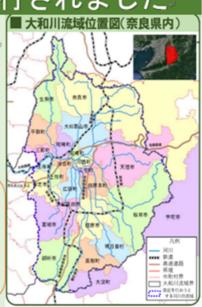
特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行されました。

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく。 「特定都市河川」および。

「特定都市河川流域」に指定されると、 浸水被害防止のための対策が強化され、 総合治水の取り組みがより一層推進され ます。令和3年12月24日指定

「特定都市河川浸水被害対策法」とは?~

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。↓



奈良市内の大和川流域では、以前より開発行為に対して開発指導要綱等により調整池等の設置を求めてきましたが、特定都市河川に指定されると以下の行為に対して雨水貯留浸透施設(調整池等)の設置及び市長の許可が必要になります。↓

- ●1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為。
- ●開発指導要綱等で調整池の設置を求めている行為の他に、下記のような資材置き場の造成や駐車場の整備等も対象になります。
- ●既に造成済みの土地や調整池を設置済みの土地でも利用方法の変更により対象となることがあります。

